

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(次長の専決事項)</p> <p>第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次長の旅行（5日以上の旅行を除く。）並びに課長及び施設の長の5日以上の旅行の命令をすること。</u></p> <p>(3) <u>次長の旅行（5日以上の旅行を除く。）並びに課長及び施設の長の5日以上の旅行の復命を受けること。</u></p> <p>(4) <u>次長の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）の承認等をする。</u></p> <p><u>(4)の2 課長及び施設の長の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等をする</u>こと。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(課長の共通専決事項)</p> <p>第5条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) <u>課長の旅行（5日以上の旅行を除く。）並びに課長相当職の職員及び課長補佐の旅行の命令をすること。</u></p> <p>(6) <u>課長の旅行（5日以上の旅行を除く。）並びに課長相当職の職員及び課長補佐の旅行の復命を受けること。</u></p> <p>(7) <u>課長の休暇等（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）並びに課長相当職の職員及び課長補佐の休暇等の承認等をする</u>こと（研修及び兼職の場合にあつては、総務課長に合議すること。）。</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>(施設の長の権限に属する事務の専決)</p>	<p>(次長の専決事項)</p> <p>第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>課長の旅行の命令及び施設の長の5日以上の旅行の命令をすること。</u></p> <p>(3) <u>課長の旅行の復命及び施設の長の5日以上の旅行の復命を受けること。</u></p> <p>(4) <u>課長の休暇、部分休業及び職務専念義務の免除（夏季休暇、結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）並びに施設の長の5日以上の休暇等の承認等をする</u>こと。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(課長の共通専決事項)</p> <p>第5条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) <u>課長相当職の職員及び課長補佐の旅行の命令をすること。</u></p> <p>(6) <u>課長相当職の職員及び課長補佐の旅行の復命を受けること。</u></p> <p>(7) <u>課長相当職の職員及び課長補佐の休暇等の承認等をする</u>こと（研修及び兼職の場合にあつては、総務課長に合議すること。）。</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>(施設の長の権限に属する事務の専決)</p>

第15条 事務長の専決事項は次のとおりとする。

(1)～(5)の3 (略)

(6) 職員の休暇等の承認等（施設の長に係るものを除く。）をすること。

(6)の2～(14) (略)

第15条 事務長の専決事項は次のとおりとする。

(1)～(5)の3 (略)

(6) 職員の休暇等の承認等（施設の長の5日以上に係るものを除く。）をすること。

(6)の2～(14) (略)